

地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（案）

第1 趣旨

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な細目等を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を財源として、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）による地域地球温暖化防止活動推進センターの事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、当該経費の全部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

(1) 間接補助事業の交付の対象及び経費

間接補助事業は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金（間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する助成金をいう。以下同じ。）を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターとする。

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助事業の交付の手続き等についての交付規程は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 交付申請及び実績報告
- イ 交付の決定及び間接補助金の額の確定等
- ウ 申請の取下げ
- エ 変更申請の承認等

- オ 間接補助金の支払
- カ 交付決定の取消等
- キ 取得財産の管理等
- ク 補助事業者による調査等
- ケ 事業報告書の提出等
- コ その他必要な事項

(5) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の円滑な実施のため、次に掲げる対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 事務費の適切な執行
- イ 間接補助事業の公募及び説明会の開催等による周知
- ウ 間接補助金の採否に関する審査基準の作成等の制度構築
- エ ウの審査基準の作成のための委員会の設置・運営
- オ 間接補助金交付先の採択
- カ 間接補助金の交付決定
- キ 間接補助事業の適正な実施のための間接補助事業者の指導監督
- ク 間接補助金の額の確定、支払い
- ケ 間接補助事業に対する問い合わせ、意見等への対応
- コ 上記に関する付帯業務

(6) 間接補助金交付先の採択

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を当該委員会の承認を受けて作成するものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境大臣（以下「大臣」という。）と協議の上、行うものとする。

(7) 消費税等仕入控除税額の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告を求めるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ず

るおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 返還された間接補助金等の取扱

補助事業者は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金等が返還されたときは、これを国庫に返還しなければならない。

第3 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に間接補助事業の実施による地域における地球温暖化防止活動の取組状況に関する事業報告書を大臣に提出するよう、指示しなければならない。

第4 補助事業者に係る重要な変更の報告

補助事業者は、代表者の変更、事務所の移転、第2の事業に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、第2の事業の実施に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

第5 指導監督及び検査等

大臣は、第2の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督及び検査等を行うものとする。

(1) 指導監督

大臣は、補助事業者による第2の事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 検査等

- ① 大臣は、第2の事業の適正を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- ② 大臣は、①の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令、交付要綱、この実施要領又は交付規程の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第6 実施要領の変更

この実施要領に定める事項については、必要が生じた場合に環境省地球環境局長が必要な変更を行うことができるものとする。

第7 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地球温暖化対策の推進に関する法律による地域地球温暖化防止活動推進センターの事業	地球温暖化対策の推進に関する法律により地域地球温暖化防止活動推進センターが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、委託料、使用料及賃借料、及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>